

《報告テーマ》

町田市少年少女発明クラブにおける
会員作品の知的財産権取得への取り組み

1. 知的財産権取得（以下、「知財取得」という。）取り組みの目的

- (1). 子供たちのモチベーション向上に寄与
- (2). 知財制度への関心を高める。

2. 知財取得の障害事項

- (1) 子供には困難であるので父母がやらなければならない。
- (2) 当該作品の知財取得可能性の技術的評価（先行技術調査）の困難性
- (3) お金がかかる（父母の経済的負担）。
費用対効果
- (3) 手続きの困難性（父母の書類作成負担）
 - ・明細書に作成には習熟度が必要
 - ・特許事務所（弁理士）への依頼には多大な費用負担

A. 当クラブにおける知財取得取組み

1. 当クラブにおける知財取得取組みの特徴

指導員に弁理士及び会社の知財担当部門勤務の知財専門家が複数在籍

- (1) 指導員がボランティアで書類作成及び手続を無償で行っている。
したがって、手続きには法定費用及び通信費等の実費のみで、父母の経済的負担が少ない。
- (2) 出願前の先行技術調査が可能
作品の知的財産権取得可能性の観点からの評価が可能

2. 当クラブにおける知財取得の取り組み

1) 基本姿勢

知財は財産権であり、その取得は個人固有の権利であるので、クラブとして対象作品を選定したり、強制したりはしない。あくまでも父母からの要請があった場合に手助けをするのみである。

2) 知財取得への具体的手順

- (1) 知財取得作品の選定

- ・父母からの要請
- ・指導員から知財取得可能性または知財取得価値の高評価があった場合父母に伝達

(2) 父母への出願意思有無の確認のための説明

①父母に特許及び実用新案制度の説明

②出願手続き内容の説明

子供は手続き能力がないため、手続きは法定代理人（親権者）によらなければならない。そのため、証明書として両親の住民票の提出が必要

③費用の説明

A. 法定費用：

i. 出願料

特許：14,000 円

実用新案：14,000 円（その他出願時に登録料の納付）

意匠：16,000 円

商標：3,400 円＋（区分数×8,600 円）

ii. 特許出願の審査請求料

118,000 円＋（請求項の数×4,000 円）

iii. 特許料

1 年から 3 年まで、毎年 2,100 円＋200 円/請求項

その後 3 年毎に高くなる。

iv. 実用新案登録料

1 年から 3 年まで、毎年 2,100 円＋200 円/請求項

その後 3 年毎に高くなる。

《法定費用の減免措置》

会員は市町村民税非課税者に該当するため、申請すれば受けられる（本人の市町村民税非課税証明書提出）

特許：

審査請求料 免除

特許料 1～3 年分免除、4～10 年 1/2 軽減

実用新案：

技術評価の請求手数料 免除

登録料 1～3 年分 免除

意匠，商標： 減免措置無し

したがって、減免措置を受ける場合の法定費用は、存続期間 3 年度までは上記 i のみですむ。

B. 手続き関連実費

通信代、コピー代等の実費のみ負担

(3) 出願意思有りが確認されたら本人を含めて技術内容の詳細ヒヤリング

(4) 先行技術調査

先行技術調査の結果を報告、特許可能性及び改良の余地があると判断された場合は、父母に明細作成に必要な補充資料の要求

(5) 明細書原案の作成→検討のために父母に原稿送付

(6) 最終的な明細書は、指導員弁理士所属の特許事務所を介して出願

(7) 特許出願は原則として出願と同時に審査請求し、且つ早期審査を請求。

(8) 出願後の特許庁からの拒絶理由通知等に対する応答も指導員弁理士が行う。

3. 当クラブにおける知財取得の実績

特許 3 件 (出願 3 件)

実用新案 3 件 (うち、1 件は企業との共願で企業がおこなった)

意匠 (部分意匠) 1 件

B. クラブ指導員に弁理士等の知財専門家がない場合

1. 出願を外部弁理士 (特許事務所) に依頼する場合

弁理士費用は交渉次第であるが、一般的には、法定費用の外に、出願時に 25 ～ 30 万円程度要

発明クラブでの作品の出願の場合、法定代理人の手続き、減免措置請求、さらにコンテスト等の公表後に出願を行うため、新規性例外の適用申請、早期審査の請求等、通常の出願よりも手続きが煩雑でその分費用が嵩む。

2. 自力で先行技術調査と出願書類の作成を行う場合。

必要に応じて公的機関を利用して無料相談あるいは支援を受ける。

無料相談を行う公的機関：

① 弁理士会の各地域支部

例えば東京の場合は、常設相談室があり、月～金曜日に無料相談可能

② 知財総合支援窓口 47 都道府県に設置 (平成 26 年度は 57 地域)

各地域毎に弁理士による週 1 回以上の無料相談

③ 独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)

産業財産権に関する一般的な相談

以上